

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和48年岩手県告示第1723号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(幹事)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2 幹事は、首席調査監、総務室長、政策推進室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長及び<u>出納指導監</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(支部)</p> <p>第7 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は広域振興局長、副支部長は広域振興局の副局長<u>(盛岡広域振興局にあつては、経営企画部長)</u>をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、広域振興局の部長<u>(盛岡広域振興局にあつては、経営企画部長を除く。)</u>並びに農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長をもって充てる。</p>	<p>(幹事)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2 幹事は、首席調査監、総務室長、政策推進室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長及び<u>会計指導監</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(支部)</p> <p>第7 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は広域振興局長、副支部長は広域振興局の副局長をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、広域振興局の部長並びに農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	